

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第88号

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条中「又は修繕」を「若しくは修繕又は共同住宅（京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第2条第2項第3号に規定する特定共同住宅をいう。以下同じ。）の一部を集会所の用途へ変更することに伴う増築、改築若しくは修繕」に、「新築等」を「集会所の新築等」に改める。

第3条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3条第1項第3号中「施設」の右に「（共同住宅の集会所を除く。）」を加える。

第5条に次の1項を加える。

4 市長は、補助金の交付を受けようとする自治会等に対し、補助事業に係る工事を京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業に発注するよう協力を求めるものとする。

第7条第2項第4号中「別に定める」を「市長が必要と認める」に改める。

第1号様式及び第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式及び第6号様式中

「

|               |          |
|---------------|----------|
| (あて先) 京 都 市 長 | 年 月 日    |
|               | 名称及び代表者名 |
|               | 電話 —     |

」

を

「

|               |          |
|---------------|----------|
| (宛 先) 京 都 市 長 | 年 月 日    |
| 主たる事務所の所在地    | 名称及び代表者名 |

」

|  |    |   |
|--|----|---|
|  | 電話 | — |
|--|----|---|

に改める。

#### 附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条第1項第2号にただし書を加える改正規定並びに第7条第2項第4号、第1号様式及び第4号様式から第6号様式までの改正規定 公布の日
- (2) 第5条に1項を加える改正規定 平成29年4月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日

(文化市民局地域自治推進室)